

裁判長
認 印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 4 年 (行ヒ) 第 4 2 0 号
決 定 日	平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	岡 部 喜 代 子 大 谷 剛 彦 寺 田 逸 郎 大 橋 正 春 木 内 道 祥
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成 2 3 年 (行コ) 第 4 0 4 号 (平成 2 4 年 7 月 1 1 日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第 1 主文</p> <ol style="list-style-type: none">1 本件を上告審として受理しない。2 申立費用は申立人の負担とする。 <p>第 2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日</p> <p>最高裁判所第三小法廷</p> <p>裁判所書記官 後 藤 一 章 (印)</p>	